

令和 6 年度 第 1 回西原町地域公共交通協議会 協議結果

1. 協議事項

- 【議題】①西原町地域公共交通協議会規約等の制定について
②副会長及び監査委員の指名について

2. 書面回答の状況

委員 23 名中※ 17 名から回答あり ※協議会会長を除く
→協議会規約第 7 条第 2 項の規定に基づき過半数からの意思表示があったため協議会は成立

3. 協議結果

協議事項①については、提出のあった協議書すべてにおいて「原案のとおり承認する」との回答。協議事項②についても、提出のあった協議書すべてにおいて「承認する」との回答。よって、協議会規約第 7 条第 3 項に基づき 2 件の協議事項についてはいずれも承認とする。

4. その他ご意見について

ご意見	事務局回答
・資料 2 第 4 条第 2 項第 11 号の「利用者」は漠然としているように思いました。「町内に通勤通学する者」など、よりステークを持った人に限定したほうがふさわしいように思いました。すでに議論があった上でこの表現になっているのかもしれませんが。	・本町の交通事情等になんらかの困りごと等を持った方が公募されることを想定しているため、利用者を限定せずに、広く公募の機会設けるためこのような記載とさせていただきました。
・資料 4 第 4 条の専決事項の例外「異例又は重要と認められる」について、どのような場合に誰が認めるのか不透明で、恣意的な運用を招き得ると思いました。「…ただし次に掲げる事項であっても、誰々が(協議会会長など)特に認めるものについては、この限りでない。」「1. 〇〇円を超える事項。2. 〇〇に影響を及ぼす可能性のある事項。」など。ここで事務局を厳しく縛る必要はないと思いますが。	・協議会の運営に当たり、決定事項等については、原則協議会に諮り進めていきますので、本条項が事務局の恣意的な運用とならないよう留意いたします。例外としている「異例又は重要と認められる事項」についても可能な限り協議会委員の皆様のご意見等を尊重し推進してまいります。

西原町地域公共交通協議会規約

（目的）

第1条 西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な公共交通手段の確保その他旅客運送の利便の増進を図るため、地域公共交通計画の策定及び実施並びに地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1西原町役場内に置く。

（協議事項）

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 西原町副町長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (4) 沖縄県企画部長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 浦添警察署長又はその指名する者
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者

(11) 西原町民又は利用者の代表

(12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

3 委員は、やむを得ない事由のため協議会に出席できないときは、自らが所属する団体又は機関の者を代理人として出席させることができる。ただし、学識経験者及び公募による委員にあつては代理の者を出席させることはできない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 協議会に会長をおき、副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって協議会の議決を行うことができる。

5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は西原町役場企画財政課に置く。

2 地域公共交通に関する相談等の連絡窓口は事務局に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置き、第4条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 監査委員は、毎年度3月末までに会計監査を実施し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員は協議会に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 委員の報酬及び費用弁償は、西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年西原町条例第46号）に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

西原町地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西原町地域公共交通協議会規約（令和7年4月1日施行。以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、西原町からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに西原町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算のうち項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、前条の事務を取り扱わせるため、協議会出納員を置く。

2 協議会出納員は、協議会の事務局長をもって充てる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、西原町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第12条に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西原町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

西原町地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西原町地域公共交通協議会規約（令和7年4月1日施行。以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、西原町において公共交通に関する事務を所管する課（以下「所管課」という。）の課長等をもって充てる。
- 3 事務局員は、所管課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西原町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、西原町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法	用途	個数	管理者
西原町地域公共交通協議会長の印		方24ミリメートル	会長名をもつて発する文書	1	事務局長

西原町地域公共交通協議会幹事会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、西原町地域公共交通協議会規約（令和7年4月1日施行。以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、西原町地域公共交通協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、西原町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 建設部長
- (3) 福祉部長
- (4) 教育部長
- (5) 企画財政課長
- (6) 都市整備課長
- (7) 福祉課長
- (8) 教育総務課長

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に総務部長、副幹事長に建設部長をもって充てる

2 幹事長は幹事を代表し、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故はあるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集する。

2 会議は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 幹事については、幹事会に代理の者を出席させることができる。

- 4 幹事会の議事は、出席した幹事及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 5 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 幹事会における協議の結果等については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。